



# 産後ケア事業 事業者向け手引き

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課  
令和8年4月 第5版

## ○ 事業の目的

出産後1年以内の母子に対して、宿泊型による支援（以下「宿泊型」という。）、日帰り型による支援（以下「通所型」という。）または、訪問型による支援（以下「訪問型」という。）を行い、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行うことにより、育児不安を軽減し、安心して育児ができるよう子育て支援の一助とすることを目的としております。

## ○ 事業者登録申請

受託事業者募集要項及び業務委託仕様書をご確認の上、名古屋市産後ケア事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める名古屋市産後ケア事業者登録申請書（第11号様式）及び必要書類をご提出ください。

ご提出後、内容を審査した結果を通知いたします。

## ○ 契約期間

契約日～契約日の属する年度の3月31日までとなります。

ただし、翌年度以降は、当該年度終了時点における本事業の実施状況及び翌年度予算の状況等、また、最新の募集要項及び仕様書をご確認いただき、本市と契約更新について協議するものとし、名古屋市産後ケア事業者登録実施要綱（以下「登録要綱」という。）に定める事業者現況確認書（第14号様式）を提出の上、双方異議がなければ、毎年度ごとに契約の締結を行います。

## ○ 年度途中の登録内容の変更

登録内容の変更等があった場合は登録要綱に基づき、変更事項に応じて、該当する書類を郵送又はウェブサイトの申請フォームから提出してください。

(1) 実施する支援内容（以下「サービス」という。）を追加する場合

### ① 宿泊型又は通所型を追加する場合

- ・名古屋市産後ケア事業者登録申請書（登録実施要綱 第11号様式）
- ・産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第12号様式）
- ・事業実施施設の図面（使用する個室とその面積を記載）

※産後ケア事業で使用する個室については、色分けや囲みなどで明示し、それぞれの個室の面積も記載してください。

※医療法における病院、診療所、助産所の変更開設届出等を行った場合は、その写しもご提出ください。

- ・事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2）

### ② 訪問型を追加する場合

- ・名古屋市産後ケア事業者登録申請書（登録実施要綱 第11号様式）
- ・産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第12号様式）
- ・訪問型に従事する助産師の名簿（任意の書式で可）
- ・事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2）

## (2) 実施するサービスの一部を削除する場合

- ・名古屋市産後ケア事業変更届（登録実施要綱 第13号様式）
- ・事業所紹介ページ（産後ケア事業委託業務仕様書 別紙2）

※【例】宿泊型、通所型を登録しているが、通所型を削除し、宿泊型のみ継続するとき

## (3) 事業所紹介ページの作成

名古屋市公式ウェブサイトへ事業所一覧と個々の事業所紹介ページを掲載します。  
事業内容の変更など修正がある場合は、指定の様式（仕様書別紙2）で作成したものを郵送またはウェブサイトの申請フォームからご提出ください。

\*指定の記載内容は以下の通り。

- ①事業所名
- ②事業所の所在地（訪問型は所在区で可）
- ③実施しているケア  
（宿泊型・通所型・訪問型のいずれかを記載）
- ④受け入れ可能な月齢、多胎児の受け入れ可否、訪問型は訪問可能地域を記載
- ⑤申し込み方法
- ⑥問い合わせ先（事業所の電話番号やホームページ URL など）
- ⑦その他（オプションなど事業所ごとの取り組み内容など）

## (4) その他の変更事項がある場合

- ① 所在地など事業者の概要や事業実施基本計画書の内容に変更がある場合
  - ・産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第12号様式）
  - ・名古屋市産後ケア事業変更届（登録実施要綱 第13号様式）
  - ・変更内容に関連する必要書類
- ② 訪問型に従事する助産師を増員する場合
  - ・産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第12号様式）
  - ・名古屋市産後ケア事業変更届（登録実施要綱 第13号様式）
  - ・訪問型に従事する助産師の名簿
- ③ 宿泊型または通所型で使用する部屋数や部屋の変更を行う場合
  - ・産後ケア事業実施基本計画書（登録実施要綱 第12号様式）
  - ・名古屋市産後ケア事業変更届（登録実施要綱 第13号様式）
  - ・事業実施施設の図面（使用する個室とその面積を記載）

※産後ケア事業で使用する個室については、色分けや囲みなどで明示し、それぞれの個室の面積も記載してください。

※医療法における病院、診療所、助産所の変更開設届出等を行った場合は、その写しもご提出ください。

## ○ 登録の辞退

事業の全てを実施できなくなったときは、登録要綱に定める名古屋市産後ケア事業登録辞退届（第15号様式）をご提出ください。

## ○ 登録の取消

次のいずれかに該当するときは、登録内容の全部または一部を取消することがありますので、ご注意ください。

- ① 申請書等に虚偽の事項を記載し、詐欺その他の不正事項があったとき。
- ② 実施要綱及び別に定める委託契約の規定に違反したとき。
- ③ 受託事業者の要件に該当しなくなったとき。

## ○ 利用対象者

原則、名古屋市内に母親が住所を有し、かつ出産後1年以内（当該の出産で生まれた子の1歳の誕生日前日まで）の母子で産後ケア事業を必要とする方とします。ただし、以下に該当する場合を除く。

- ① 母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している
- ② 母親に入院加療の必要がある
- ③ 母親に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある（ただし、医師により産後ケア事業において対応が可能であると判断された場合にはこの限りではない）

※訪問型については、流産や死産等を経験した方も対象とします。

（死産の場合は死産した日から1年以内、流産の場合は母子健康手帳交付日から1年以内）

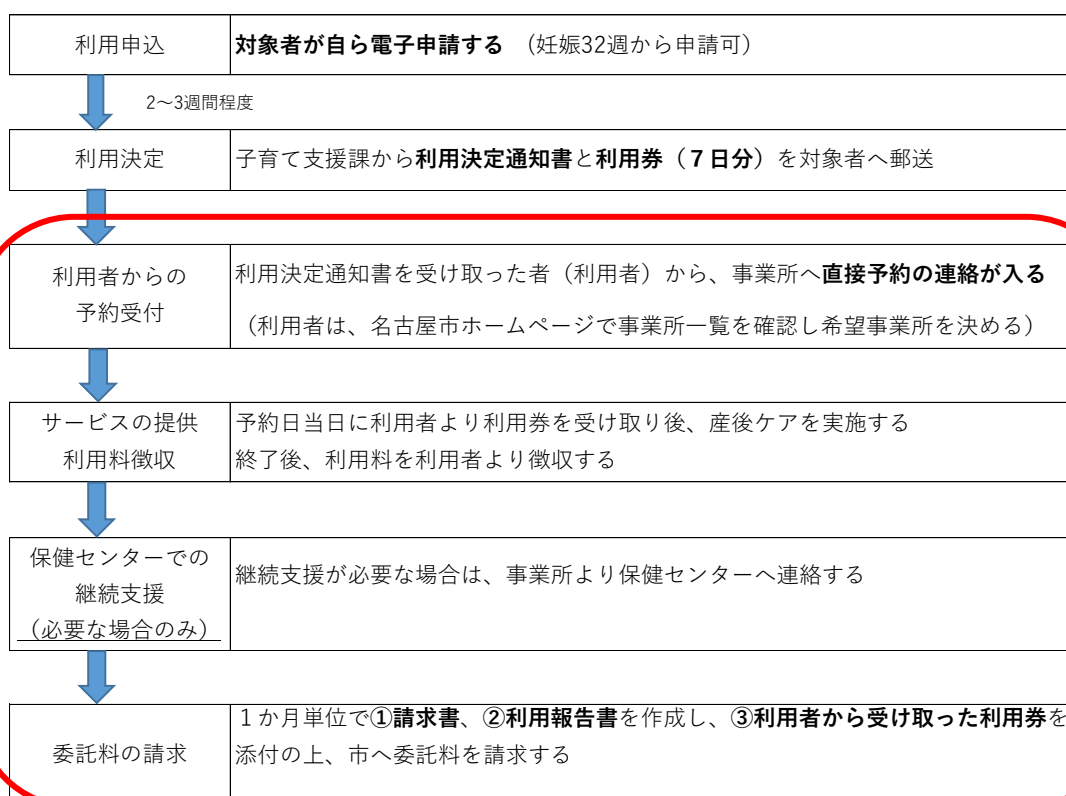
※自治体の認定を受け里親として登録されている方も対象とします（利用期間は当該の子の1歳の誕生日前日まで）。

※医療的ケアが必要な児と母への対応について

在宅での生活が可能であり、児の主治医から産後ケア事業の利用が可能であると判断されている場合は、産後ケア事業の対象とします。緊急時の対応などを母と相談していただき、対応可能と判断された場合は受け入れをお願いします。

## ○ 事業実施までの流れ

産後ケア事業利用申込から委託料の請求までの流れ



## ○ 利用者への支援内容

### (1) 予約の受付

利用希望者から事業所へ直接、連絡が入りますので予約の受付をしてください。キャンセル連絡の受付や日程変更などを含みます。

#### 予約を受け付ける際の確認事項

- ・利用予定日に名古屋市に産婦の住所があること。
- ・出産後1年以内（当該の出産で生まれた子の1歳の誕生日前日まで）であること。
- ・「名古屋市産後ケア事業利用決定通知書」および「名古屋市産後ケア事業利用券」が手元にあり、上限回数（7回）を超過していないこと。
- ・希望する日程やサービス内容
- ・母子のいずれも感染性疾患に罹患していないこと
- ・乳児の月齢、疾患の有無（児に疾患がある場合は、医師により入院の必要はなく産後ケアの利用が可能と判断されていること）
- ・産婦の心身状況、アレルギーの有無等（母親に心身の不調や疾患がある場合は、医師により入院の必要はなく産後ケアの利用が可能と判断されていること）

#### 予約を受け付ける際の説明事項

利用者へ来所時間、サービス提供内容、母子健康手帳等必要な持ち物等の説明を行うとともに、利用料およびキャンセル料についての説明もお願いします。

### (2) サービスの提供

①本市が利用決定した母子に対し、本市が定める以下の支援内容（以下「サービス」という。）の提供を実施してください。

サービス提供前に利用券を受け取り、利用可能であるかの確認をしたうえでサービス提供を開始するようにしてください。

**\*利用券記載の決定日より前の利用は不可（決定日当日は可）**

**\*利用券の再発行不可**

**\*名古屋市外へ転居予定がある場合、名古屋市に住民票がある日（住民票異動日の前日）までが利用可能となります。**

区分	サービス内容	利用日数
宿泊型	原則として、入所時間は10時、退所時間は退所日の16時とし（1泊2日30時間）、1泊2日につき4食の食事及び右欄に掲げるサービスを提供する。	1回の分娩につき、宿泊型、通所型、訪問型の利用日数を合算して7日まで ※流産、死産を経験した方は、訪問型を7日まで ※利用券の利用は1日1枚まで
通所型	原則として、実施時間は9時から18時の間で6時間とし、1食の食事及び右欄に掲げるサービスを提供する。	
訪問型	原則として、訪問時間は9時から18時までの間で90分とし、自宅へ訪問して右欄に掲げるサービスを提供する。	

- ・サービスは原則として助産師が実施するものとしますが、食事の準備や託児など必要に応じて助産師以外のスタッフが従事する場合は、安全対策などスタッフ間で共有し実施してください。
- ・実施時間中はスタッフ不在で利用者のみとならないようにしてください。
- ・サービス提供後は、母子健康手帳の「産後ケアの記録」欄へ記入してください。
- ・実施時間を超えて利用する場合は、名古屋市の産後ケア事業の対象外となります。
- ・1人の産婦が1日に使用できる利用券は1枚までです。午前と午後で1日に2回の訪問はできません。

## ②訪問型の留意点

- ・訪問先は対象者の自宅とします。
- ・サービス提供時間は90分とし、本人からの申込み理由が乳房ケアだとしても、産後ケア事業は、産婦・乳児の身体的心理的ケア、育児サポートを総合的に行うものであるため、乳房ケアのみではなくアセスメントのうえ必要な助言を行ってください。
- ・産婦が外出するために助産師が児を預かることはできません。
- ・指導や実技として、助産師が児を抱っこして寝かしつける、一緒に沐浴を実施するなどサービス内容に該当します。
- ・流産・死産の方は訪問型のみの利用が可能となりますので、自宅への訪問での体調の相談やメンタルケアなどを実施してください。

## (3) 継続支援の連絡

育児不安が大きい、養育力の心配があるなど、継続支援が必要な利用者がいた場合には、利用者の居住区を管轄する保健センターへ連絡票を送付してください。緊急対応が必要な場合は電話連絡も併せて行ってください。

### 送付するもの

「名古屋市産後ケア事業実施結果連絡票（実施要綱第23号様式）」

### \*市と事業所との連携について

保健センターが妊娠期または出産直後から継続支援をしているケースについて、事業所へ連絡が入る場合がありますので連携をお願いします。

例①：産後ケアを実施するうえで参考となるように産婦の状況など、利用前に保健センターから事業所へ連絡が入る。

例②：利用時の状況の詳細を確認するために、利用後に保健センターから事業所へ連絡が入る。

## ○ 安全に関する留意事項

サービスの実施にあたっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について、各事業所の状況に応じた具体的な対応計画や安全管理マニュアルを作成し十分に配慮してください。

### (1) 事故防止及び安全対策（安全のための環境整備など）

児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群予防の観点から、仰向けに寝かせる、窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくこと、敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと、ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置

かない等の対策をとるようにしてください。

月齢が大きい場合は、児の発達に合わせた安全対策について、普段の児の様子などを母から確認し可能な対策をお願いします。

## (2) 児を預かる場合の留意点（定期的に見視等で呼吸状態の観察など）

サービスの中で、産婦の休息を目的に一時的に児を預かる場合は、短時間であっても児のみの状況や、他の利用者と児のみでスタッフ不在とならないようにしてください。また、児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に見視等で呼吸状態を観察するなどの安全対策をお願いします。なお、乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告がありますが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものではありませんことに留意の上、定期的に見視での確認も行うようにしてください。

## (3) 緊急時の対応体制

利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定してください。また利用者の急変等に備えて救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をし、その他、災害発生時の対応体制や、感染症への対応等についても、日頃から備えをしておくようにしてください。

サービス提供の中で虐待等と疑われる事案について確認した場合は、受託者は状況を正確に把握するとともに市へ速やかに報告・相談し、今後の対応を協議してください。

## (4) 重大事故発生時の対応

業務により生じた死亡事故、意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等、重大事案について、速やかに市へ連絡し対応を協議するとともに、仕様書別紙3「教育・保育施設等事故報告書」、母親のみの場合は仕様書別紙4「産後ケア事業 事故等発生時報告様式」を用いて報告してください（急を要する場合は警察や消防等への連絡や緊急対応を優先すること）。

ただし、休日や祝日等の市と連絡を取ることができない日に重大事故が発生した場合は、事故発生当日に市へ仕様書別紙3、別紙4をメールにて送付し、その後の直近の開庁日に速やかに市へ連絡し対応を協議してください。

## ○ オプションについて

次に定める【追加で提供可能なオプション】については、市が定める支援内容に加えて、オプションとして提供することができます。オプションを提供するときは、サービスを実施する前に内容や費用についてわかりやすく説明し、本人の同意が得られた場合に提供をしてください。

産婦の食事、施設の利用料及び光熱費、母子の寝具等、は委託料に含まれます。訪問型の交通費・駐車場代も委託料に含まれます。別途徴収することがないように、ご注意ください。乳児のおむつやミルク、哺乳瓶、離乳食、母子の衣類、衛生用品は利用者が用意するものとしませんが、利用者がオムツやミルクなどの必要物品を持参できない場合には、金額等の詳細を説明し利用者の同意が得られる場合に限り、利用者から実費徴収の上、事業所が準備することも可とします。

訪問型について、産後ケア事業としての訪問は助産師が行うものであり、マッサージなどのために助産師以外の者のみが訪問することは事業の対象外です。

市が定めるサービス内容以外を提供した場合は、その料金を徴収し、市の産後ケア事業利用料とは別の領収書を発行してください。

### 【追加で提供可能なオプション】

#### 産後の身体回復を目的としたケア

- ・骨盤ケアのための整体やマッサージ、鍼灸、リラクゼーションを目的としたアロマトリートメント（美容目的のエステは含みません）

#### 生活サポート

- ・きょうだい児（産後ケア利用対象の児は除く）を受け入れるための料金（施設利用料、きょうだい用の食事や寝具代、託児利用料）
- ・滞在期間に必要な乳児のオムツ、ミルク、離乳食、衛生用品などの提供
- ・母子の衣類やタオルなどのレンタル料や洗濯代

ただし、産後ケア事業に関係のない商品等の紹介や勧誘・販売はご遠慮いただきますようお願いいたします。

## ○ 利用者負担額の徴収

利用者負担額をサービス終了時に利用者から徴収してください。利用者負担額は下表に定める額（「名古屋市産後ケア事業利用承認決定通知書」及び利用券に記載されています。）に利用日数を掛け、算出した金額となります。

階層区分		利用者負担額（1日あたり）		
		宿泊型	通所型	訪問型
I	母親及び配偶者が生活保護受給者 または市民税非課税の者	0円	0円	0円
II	I以外の者	3,520円	2,360円	1,560円

※ 宿泊型において、1日とは0時から24時とする。

(例) 宿泊型2泊3日利用で、利用者の階層区分がIIの場合

⇒ 1日あたり利用者負担額 3,520円 × 3日 = 10,560円

## ○ 委託料の請求

事業実施後、毎月「名古屋市産後ケア事業委託料請求書（実施要綱第 24 号様式）」を作成し、「名古屋市産後ケア事業月別利用報告書（実施要綱第 25 号様式）」と利用者より回収した利用券を添付の上、翌月 10 日までに市へ郵送にて提出してください。なお、利用日時時点で利用対象ではない方、利用期限や利用可能日数を超えるもの、利用券の添付がないものは、市に委託料を請求できないため留意してください。

**\*名古屋市外へ転居予定がある場合、名古屋市に住民票がある日（住民票異動日の前日）までが利用可能となります。**

### 【本市への請求額】

下表に定める単価から、利用者負担額を差し引いた金額が本市への請求額の単価となります。

サービス内容	単価
宿泊型	1 日あたり 27,270 円 (※)
通所型	1 日あたり 18,180 円
訪問型	1 回あたり 12,000 円

※ 1 日とは 0 時から 24 時とする。

(例) 宿泊型 2 泊 3 日利用で、利用者の階層区分がⅡの場合

⇒ 1 日あたり単価 27,270 円 × 3 日 = 81,810 円

－ 1 日あたり利用者負担額 3,520 円 × 3 日 = 10,560 円

委託料： 71,250 円

### 【二人以上の多胎児を受け入れた場合】

宿泊または通所型の場合で、二人以上の多胎児をともに受け入れた場合に「多胎児加算」を市に請求できます。

#### 多胎児加算

サービス区分	加算額
宿泊型	1 日あたり 7,000 円
通所型	1 日あたり 7,000 円

1 泊 2 日であれば 14,000 円を追加してご請求いただけます。

双胎の 2 人の児と母、または品胎のうち 1 人は入院中であり 2 人の児と母が産後ケアを利用、という場合に加算の請求ができます。双胎のうち 1 人は入院中のため多胎児のうち 1 人の児と母が産後ケアを利用した場合は加算の対象外となります。

## ○ キャンセル料

予約日前日正午以降に予約内容の変更またはキャンセルがあった場合は、事業者は予約者から以下の表のサービスに応じたキャンセル料を徴収することができるものとします。利用券を受け取る必要はありません。利用自体のキャンセルだけでなく、サービスの種類（宿泊型、通所型、訪問型）の変更も、規定の期日以降の申し出があった場

合は、キャンセル料徴収の対象とします。また、サービスを実施しなかった日の委託料は発生しません。

例①：宿泊型を1泊2日予約していたが、予約日前日夕方にキャンセルの申し出があった。

➡宿泊型1日分のキャンセル料を徴収可能

例②：宿泊型2泊3日を予約していたが、2日目の午後になって帰宅したいと申し出があった。

➡宿泊型1日分のキャンセル料を徴収可能

例③：宿泊型を予約していた方が利用日当日に通所型に変更したいと申し出があった。

➡宿泊型1日分のキャンセル料を徴収可能

#### キャンセル料

サービス区分	金額
宿泊型	3,520 円
通所型	2,360 円
訪問型	1,560 円

## サービス内容の詳細

原則退院直後～出産後 1 年以内の母子を対象とするため、利用時期、母親の心身の状態及び要望等に合わせ、下記の内容を参考に必要なサービスを実施すること。

●医師の診察が必要な場合や治療的な乳房マッサージが必要な場合は、状態に応じて外来受診を勧奨してください。なお、その場合は本事業の対象外です。

●利用時間内における外出について

母子での外出に不安があり、準備のアドバイスをうけて短時間の散歩へ出かけるなど自宅での生活に役立てることを目的とした外出や必要不可欠な物品の買い物、上の子の送迎のための一時的な外出は可とします。

長時間の買い物や観光などの外出は事業の対象外のため不可とします。

●訪問型において、受診の同行は産後ケア事業との趣旨とは異なるため不可とします。

## ①産婦の身体的ケア

## 【身体状況の観察】

- ・体温、脈拍、血圧、体重、排泄（尿/便）など
- ・疲労の状況、睡眠・休息の状態
- ・精神・心理的状态（不安・ストレス）・・・表情、話し方、落ち着きなど
- ・乳頭・乳房の状态の確認・・・硬さ、亀裂、疼痛、排乳口数乳管の開口、  
日数に応じた乳汁分泌/緊満/硬結、分泌/乳質など
- ・子宮の収縮状態（高さ/硬度、後陣痛）、悪露の性状（色/量）
- ・会陰部の状態（発赤/腫脹/疼痛）
- ・下肢の疼痛、圧痛、うっ血性浮腫

## 【生活指導を含む身体的ケア】

- ・食事の量/栄養の必要性や食事の工夫について/栄養を考慮した食事の提供
- ・口腔衛生について
- ・産後の腰痛や尿失禁等へのケア（治療を必要とする場合を除く）については、骨盤底筋体操の指導や、日常生活動作における身体の使い方の指導、正しい姿勢の保持、腹圧をかけない日常生活動作の指導（腰に負担のかからない児の抱き方や、授乳の姿勢、沐浴の方法等）
- ・児の預かりなど休養のためのケア

## ②産婦の心理的ケア

### 【精神状態の把握】

- ・ E P D S の状況（産婦健診の結果などを確認）、児に対する気持ちについて
- ・ 日常生活（身の回りのこと、家事、育児）への影響
- ・ 家族等からのサポートについて など

### 【相談支援】

- ・ 相談しやすい雰囲気や空間づくり
- ・ 表情、言動、児との関わり方、育児等に対する強いこだわりの有無等の確認
- ・ 産婦等のペースや気持ちに寄り添い、自己決定を促す支援
- ・ 傾聴、共感的な態度等
- ・ 児の成長や産婦等が自身の成長を気づくことができるような関わり

### 【継続支援への繋ぎ】

- ・ 精神状態の不調により医療機関受診や福祉サービスの利用が必要なケースを把握した場合は、本人の同意を得た上で居住区の保健センターへ連絡し、切れ目のない支援を提供できるよう支援する。

## ③乳房ケアや授乳の指導

### 【乳房ケア】

- ・ 乳房の型、乳汁分泌量、乳汁の性状、副乳の有無、乳頭トラブル(疼痛、浮腫、水疱、亀裂、出血、発赤、血乳、乳腺炎の有無)の観察・乳房の変化や授乳方針に応じた乳房の手当

### 【授乳の指導】

- ・ 授乳時の様子の確認・・・産婦の表情／言動
- ・ 母乳栄養の利点の説明
- ・ 人工乳の利用方法（作り方・飲ませ方・哺乳瓶の消毒など）の説明
- ・ 発育に応じた哺乳量や回数の説明
- ・ 児の空腹や満足を判断する方法、授乳量の過不足を判断する方法の説明
- ・ 具体的な手技の説明・・・姿勢/抱き方/乳頭の含ませ方/排気の仕方  
授乳にかかる時間/搾乳の仕方
- ・ 乳児期後期または職場復帰が近いなどで卒乳の相談があった場合には、乳房の手当てやすすめ方など

④乳児の体重や排泄、発育発達のチェック、沐浴やスキンケアなどの指導

【発達・発育チェック】

- ・ 体重測定
- ・ 排泄（尿・便）・・・性状/回数
- ・ 栄養状況・・・直母/搾乳、人工乳、授乳回数、哺乳力/嘔吐

【育児方法の指導】

- ・ 一般的な児の発育経過の説明
- ・ 児の抱き方やオムツ交換、沐浴、寝かしつけ等
- ・ スキンケア（皮膚色・皮膚の状態・臍の状態の観察含め）
- ・ 外気浴など外出の目安
- ・ 環境整備（室内の適切な温度・湿度、衣類）など

⑤自宅での子育てや生活の仕方に関する相談及び指導

- ・ 月齢に応じた一日の過ごし方について
- ・ 自宅での生活に合わせた授乳や食事、お昼寝、入浴のタイミングについて
- ・ 子どもの事故予防のための環境整備や関わり方 など

⑥育児相談（母親からの相談に対応）

- ・ 赤ちゃんの泣きについて
- ・ 生活リズム(睡眠など)
- ・ 離乳食の開始時期や進め方など一般的な助言
- ・ 家族計画
- ・ 社会資源の活用に関する知識・理解度の確認、情報提供（各種健診の受診方法や母子健康手帳の活用方法、行政サービスなど）
- ・ 仕事や家事の調整などについての助言 など

## オプションについて

市が定める支援内容に加えて、産後の身体回復を目的としたケアや生活サポートについて、オプションとしてのサービスを提供する場合は、あくまでも本人の希望に応じて提供されるものであるため、費用についてわかりやすい形で提示するとともに、丁寧に説明を行ってください。

### 【追加で提供可能なオプション】

#### 産後の身体回復を目的としたケア

- ・骨盤ケアのための整体やマッサージ、鍼灸、リラクゼーションを目的としたアロマトリートメント（美容目的のエステは含みません）

#### 生活サポート

- ・きょうだい児（産後ケア利用対象の児は除く）を受け入れるための料金（施設利用料、きょうだい用の食事や寝具代、託児利用料）
- ・滞在期間に必要な乳児のオムツ、ミルク、離乳食、衛生用品などの提供
- ・母子の衣類やタオルなどのレンタル料や洗濯代

※ 以下の内容は委託料に含まれますので別途徴収しないようご注意ください。

- (1) 宿泊型、通所型の滞在期間に係る費用（産婦の食事、施設の利用料及び光熱費、母子の寝具等）
- (2) 訪問型の移動に係る費用（交通費および駐車場代等）

※ 産後ケア事業としての訪問は助産師が行うものであり、マッサージなどのために助産師以外の者のみが訪問することは事業の対象外です。